

(設計住宅性能評価の評価料金)

1. 設計住宅性能評価の評価料金

- (1) 業務規程第 30 条に規定する設計住宅性能評価の評価料金の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

ア	住宅を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）	別表Ⅰ（ろ）欄に掲げるとおり
イ	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を検査センター以外の者から受けている場合	別表Ⅰ（ろ）欄に掲げるとおり

- (2) 変更設計住宅性能評価の評価料金の額は、変更設計住宅性能評価申請 1 件につき定めるものとし、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

ア	変更設計住宅性能評価申請をする場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を検査センターから受けている場合	1 回の変更につき、設計住宅性能評価の評価料金の 10 分の 6 の額とする
イ	検査センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	1 回の変更につき、設計住宅性能評価の評価料金の 10 分の 6 の額とする

(長期使用構造等確認を同時に行う場合について)

2. 業務規程第 9 条に規定する住宅性能評価の申請と合わせて長期使用構造等確認を行う場合は、前項（1）のアにより算出した評価料金の額に申請住戸当たり 11,000 円（税込価格）を加算する。

(長期使用構造等確認の確認料金)

3. 業務規程第 30 条に規定する長期使用構造等確認の確認料金の額は、長期使用構造等確認申請一件につき定めるものとし、別表Ⅱ（い）欄の床面積の合計に応じた（ろ）欄に掲げる額とする。なお、業務規程第 15 条に定める軽微変更該当証明の確認料金の額は、前段で算定された額の 2 分の 1 とする。

(建設住宅性能評価の評価料金)

4. 業務規程第 30 条に規定する建設住宅性能評価の評価料金の額は、建設住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、別表Ⅲ（い）欄の床面積の合計に応じた（ろ）欄に掲げる額とする。

ただし、室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、別に定める化学物質濃度測定手数料算定要領に規定する額を加算するものとする。

(他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料金)

5. 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住

宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。)を行った者が検査センターでない場合は、前条の評価料金の額に、別表Ⅳ(い)欄の床面積の合計に応じた別表Ⅳ(ろ)欄に掲げる額を加算する。

(評価料金の返還について)

6. 評価業務のうち建設住宅性能評価において、契約の取下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別表Ⅴ(い)欄の申請の取下げを行った時期に応じた(ろ)欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅においては、竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降は、評価料金を変換しない。評価料金が支払われていない場合には、別表Ⅴより計算した額を当該料金から減じて請求するものとする。

(住宅性能評価書の再交付)

7. 住宅品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の手数料は1通につき5,500円(税込)とする。

(性能評価等記載事項誤記訂正願)

8. 当機関が交付した設計住宅性能評価申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請は、その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は3,300円(税込)とする。

別表Ⅰ (設計住宅性能評価料金)

	(い) 床面積の合計	税込金額(単位:円)		
		(ろ) 手数料の額(基本額)		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200 m ² 未満	58,300	46,640	37,620
	200 m ² 以上	73,700	63,800	55,000
共同住宅等	500 m ² 未満	70,400 + M × 24,200		
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	86,900 + M × 24,200		
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	114,400 + M × 24,200		
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	308,000 + M × 24,200		
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	474,100 + M × 24,200		
	50,000 m ² 以上	969,100 + M × 24,200		

※M: 評価対象戸数とする。

※【性能評価事項による加算】

- ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,200円を上記の基本額に加算する。

- I): 住宅型式性能認定(以下「認定」という。)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」という。)を受けていない住宅。
- II): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関すること又は温熱環境・エネルギー消費量に関することの、どちらかの性能項目を受けている住宅。
- III): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関すること及び温熱環境・エネルギー消費量に関することの、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅱ（長期使用構造等確認料金）

		税込金額（単位：円）		
	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200 ㎡未満	58,300	46,640	37,620
	200 ㎡以上	73,700	63,800	55,000
共同住宅等	500 ㎡未満	70,400 + M × 24,200		
	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	86,900 + M × 24,200		
	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	114,400 + M × 24,200		
	2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	308,000 + M × 24,200		
	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	474,100 + M × 24,200		
	50,000 ㎡以上	969,100 + M × 24,200		

※M：確認対象戸数とする。

I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事の、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事の、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅲ（建設住宅性能評価料金）

		税込金額（単位：円）		
	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額（基本額）		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200 ㎡未満	110,000	106,700	88,000
	200 ㎡以上	132,000	112,200	89,100
共同住宅等	500 ㎡未満	N × 79,200 + M × 26,400		
	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	N × 111,100 + M × 26,400		
	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	N × 138,600 + M × 26,400		
	2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	N × 270,600 + M × 26,400		
	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	N × 448,800 + M × 26,400		
	50,000 ㎡以上	N × 883,300 + M × 26,400		

※M：評価対象戸数とする。

※N：検査を行った回数とする。

I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関する事」又は「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関する事」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅳ（他者が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額）

税込金額（単位：円）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額
戸建住宅	200 ㎡未満	16,500
	200 ㎡以上	25,300
共同住宅等	500 ㎡未満	$30,800 + M \times 11,000$
	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	$37,400 + M \times 11,000$
	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	$51,700 + M \times 11,000$
	2,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	$143,000 + M \times 11,000$
	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	$231,000 + M \times 11,000$
	50,000 ㎡以上	$473,000 + M \times 11,000$

※M：評価対象戸数とする。

別表Ⅴ（評価料金の返還率）

※J：申請の取下げの日までに実施した現場検査の回数

※N：検査回数

	(い) 欄 申請の取下げを行った時期	(ろ) 欄 該当評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.7
	第2回の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回の現場検査を実施した日から第4回の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査の前日まで	$1 - \{(J \div N \times 0.95) + 0.05\}$